

新旧対照表（該当箇所のみ）

【分類例規（第2部）（昭和62年12月23日蔵関第1299号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
0106.19	9 . りす （省 略）	0106.19	9 . りす （同 左）
<u>0106.19</u>	<u>1 0 . ラット</u> （省 略）		（新 規）
<u>0106.19</u>	<u>1 1 . マウス</u> （省 略）		（新 規）
0106.20	1 . 爬虫類 （省 略） （削 除） （削 除）	0106.20	1 . 爬虫類 （同 左）
		<u>0106.49</u>	<u>1 . ラット</u> （省 略）
		<u>0106.49</u>	<u>2 . マウス</u> （省 略）

新旧対照表（該当箇所のみ）

【分類例規（第２部）（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
	(削 除)	<u>1904.90</u> 又は <u>21.06項</u>	<u>１．輸入公表の一部改正に伴う商品解釈等について（米、小麦、大麦又は裸麦の調製食料品の例示）</u> (省 略)
<u>2713.20</u>	<u>１．「石油アスファルト」に係る性状確認の際の当事者分析方法</u> <u>関税定率法別表 2713.20 号に掲げる「石油アスファルト」の性状確認の際の、関税法基本通達「当事者分析」に定める当事者分析の方法については、下記のとおり取り扱う。</u> (省 略)	<u>2713.20</u>	<u>１．「石油アスファルト」関税還付に係る性状確認の際の当事者分析方法</u> <u>関税暫定措置法第 7 条第 1 項の規定に基づき関税の還付を受けようとする、関税定率法別表 2713.20 号に掲げる「石油アスファルト」の性状確認の際の、関税法基本通達「当事者分析」に定める当事者分析の方法については、下記のとおり取り扱う。</u> (同 左)

新旧対照表（該当箇所のみ）

【分類例規（第２部）（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

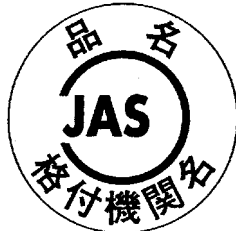
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
44.18項 2．建築構造用に供される集成材及び単板積層材であることを示す技術的資料に含まれる日本農林規格（ＪＡＳ）の格付の表示について 上記「44.18 項 1．第 44.18 項の建築用木工品と第 44 類の他の項との物品との区分」のうち、（３）の注 4「技術的資料」に含まれる「日本農林規格（ＪＡＳ）の格付の表示」は、下記のことをいう。 1．構造用集成材 平成 8 年 2 月 14 日付農林水産省告示第 196 号「<u>集成材</u>」の格付の表示の様式及び表示の方法」の一の 3「構造用集成材」に規定するもので、かつ、平成 19 年 9 月 25 日付農林水産省告示第 1152 号「<u>集成材の日本農林規格</u>」の第 5 条「表示」中の「<u>表示方法</u>」1（１）イにより「小断面」と記載されたもの 2．構造用単板積層材 昭和 63 年 10 月 11 日付農林水産省告示第 1598 号「<u>単板積層材の格付</u>」の表示の様式及び表示の方法」の一の 2「構造用単板積層材」に規定するもので、かつ、平成 20 年 5 月 13 日付農林水産省告示第 701 号「<u>単板積層材の日本農林規格</u>」の第 4 条「表示」中の「表示の方法」1（１）アにより「構造用単板積層材」と記載されたもの （注）構造用単板積層材について「技術的資料」の附属が考慮されるのは、当該製品が上記「44.18 項 1．第 44.18 項の建築用木工品と第 44 類の他の項との物品との区分」中、（３）の口の（二）で規定する寸法に該当する場合であることに留意する。	44.18項 2．建築構造用に供される集成材及び単板積層材であることを示す技術的資料に含まれる日本農林規格（ＪＡＳ）の格付の表示について 上記「44.18 項 1．第 44.18 項の建築用木工品と第 44 類の他の項との物品との区分」のうち、（３）の注 4「技術的資料」に含まれる「日本農林規格（ＪＡＳ）の格付の表示」は、下記のことをいう。 1．構造用集成材 平成 8 年 2 月 14 日付農林水産省告示第 196 号「<u>集成材及び構造用集成材</u>」の格付の表示の様式及び表示の方法」の一の 3「構造用集成材」に規定するもので、かつ、平成 8 年 1 月 29 日付農林水産省告示第 111 号「<u>構造用集成材の日本農林規格</u>」の第 3 条「表示」中の「<u>表示の方法</u>」1（１）イにより「小断面」と記載されたもの 2．構造用単板積層材 昭和 63 年 10 月 11 日付農林水産省告示第 1598 号「<u>単板積層材の格付け</u>」の表示の様式及び表示の方法」の一の 2「構造用単板積層材」に規定するもので、かつ、昭和 63 年 9 月 14 日付農林水産省告示第 1443 号「<u>構造用単板積層材の日本農林規格</u>」の第 3 条「表示」中の「表示の方法」1（１）アにより「構造用単板積層材」と記載されたもの （注）構造用単板積層材について「技術的資料」の附属が考慮されるのは、当該製品が上記「44.18 項 1．第 44.18 項の建築用木工品と第 44 類の他の項との物品との区分」中、（３）の口の（二）で規定する寸法に該当する場合であることに留意する。
44.18項 3．建築構造用に供される集成材及び単板積層材であることを示す技術的資料に含まれる日本農林規格（ＪＡＳ）の格付の表示について	44.18項 3．建築構造用に供される集成材及び単板積層材であることを示す技術的資料に含まれる日本農林規格（ＪＡＳ）の格付の表示について

新旧対照表（該当箇所のみ）

【分類例規（第 2 部）（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
上記「44.18 項 2．建築構造用に供される集成材及び単板積層材であることを示す技術的資料に含まれる日本農林規格（JAS）」の格付の表示について）中、「1．構造用集成材」及び「2．構造用単板積層材」に記載の農林水産省告示及び当該表示のサンプルは以下のとおりである。 農林水産省告示第 196 号（平 8.2.14） 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和 25 年農林省令第 62 号）第 28 条の規定に基づき、集成材及び構造用大断面集成材の格付けの表示の様式及び表示の方法（昭和 62 年 1 月 22 日農林水産省告示第 80 号）の全部を次のように改正し、平成 8 年 7 月 29 日から施行する。 <u>集成材の格付の表示の様式及び表示の方法</u> 一 様式 3 構造用集成材  （1）外円の直径は、35mm とし、内円の内側の直径は、18.5mm とする。 （2）内円の厚さは、1.5mm とする。 （3）JAS の文字の高さは、7mm とする。 （4）文字及び縁の色は、白とし、その他の部分の色は、青色とする。 （5）認定機関名は、略称を記載することができる。	上記「44.18 項 2．建築構造用に供される集成材及び単板積層材であることを示す技術的資料に含まれる日本農林規格（JAS）」の格付の表示について）中、「1．構造用集成材」及び「2．構造用単板積層材」に記載の農林水産省告示及び当該表示のサンプルは以下のとおりである。 農林水産省告示第 196 号（平 8.2.14） 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和 25 年農林省令第 62 号）第 28 条の規定に基づき、集成材及び構造用大断面集成材の格付けの表示の様式及び表示の方法（昭和 62 年 1 月 22 日農林水産省告示第 80 号）の全部を次のように改正し、平成 8 年 7 月 29 日から施行する。 <u>集成材及び構造用集成材の格付けの表示の様式及び表示の方法</u> 一 様式 3 構造用集成材  （1）外円の直径は、35mm とし、内円の内側の直径は、18.5mm とする。 （2）内円の厚さは、1.5mm とする。 （3）JAS の文字の高さは、7mm とする。 （4）文字及び縁の色は、白とし、その他の部分の色は、青色とする。 （新 規）

新旧対照表（該当箇所のみ）

【分類例規（第 2 部）（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

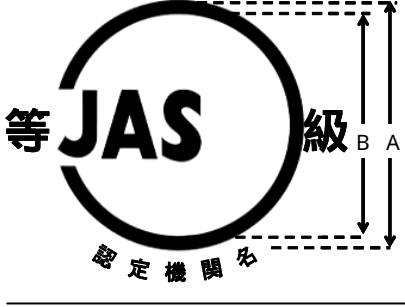
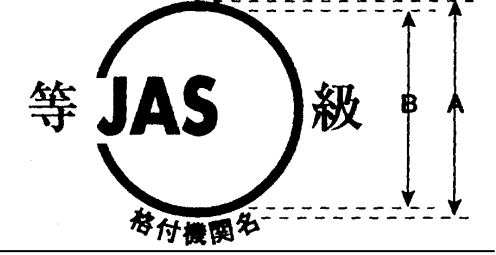
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>農林水産省告示第 1152 号（平 19.9.25）</u> 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 9 条において準用する同法第 7 条第 1 項の規定に基づき、<u>集成材の日本農林規格（昭和 49 年 7 月 8 日農林省告示第 601 号）の全部を次のように改正し、同法第 11 条第 1 項の規定に基づき公示する。</u> <u>集成材の日本農林規格</u> （構造用集成材の規格） 第 5 条 <u>構造用集成材の規格は、次のとおりとする。</u> 表示 表示方法 1 <u>表示事項の項の 1 の（ 1 ）から（ 8 ）までに掲げる事項の表示は、次に規定する方法によって行われていること。</u> <u>（ 1 ）品名</u> <u>ア （省略）</u> <u>イ 大断面集成材にあつては「大断面」と、中断面集成材にあつては「中断面」と、小断面集成材にあつては「小断面」と記載すること。</u> （以 下 省 略） 農林水産省告示第 1598 号（昭 63.10.11） 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和 25 年農林省令第 62 号）第 28 条の規定に基づき、単板積層材の格付けの表示の様式及び表示の方式（昭和 53 年 9 月 2 日農林水産省告示第 201 号）の全部を次のように改正する。	<u>農林水産省告示第 111 号（平 8.1.29）</u> 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、<u>構造用集成材の日本農林規格を次のように定め、平成 8 年 7 月 29 日から施行する。</u> <u>構造用集成材の日本農林規格</u> （規格） 第 3 条 <u>集成材の規格は、次のとおりとする。</u> 表示 表示の方法 1 <u>表示事項の項の 1 の（ 1 ）から（ 8 ）までに掲げる事項の表示は、次に規定する方法によって行われている。</u> <u>（ 1 ）品名</u> <u>ア （省略）</u> <u>イ 大断面集成材にあつては「大断面」と、中断面集成材にあつては「中断面」と、小断面集成材にあつては「小断面」と記載すること。</u> （以 下 省 略） 農林水産省告示第 1598 号（昭 63.10.11） 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和 25 年農林省令第 62 号）第 28 条の規定に基づき、単板積層材の格付けの表示の様式及び表示の方式（昭和 53 年 9 月 2 日農林水産省告示第 201 号）の全部を次のように改正する。

新旧対照表（該当箇所のみ）

【分類例規（第 2 部）（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
単板積層材の格付の表示の様式及び表示の方法 一 表示の様式 2 構造用単板積層材  （１）A は 20 ミリメートル以上とし、B は A の $9/10$ とする。 （２）J A S の文字の高さは、A の $3/10$ とする。 （３）等級を表す文字の高さは、A の $1/5$ とする。 （４）等級は、特級、1 級又は 2 級の別を記載する。 （５）<u>認定機関名</u>は、略称を記載することができる。 <u>農林水産省告示第 701 号（平 20.5.13）</u> 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 9 条において準用する第 7 条第 1 項の規定に基づき、<u>単板積層材の日本農林規格（昭和 53 年 8 月 8 日農林水産省告示第 106 号）の全部を次のように改正し、同法第 11 条第 1 項の規定に基づき、公示し、平成 20 年 8 月 11 日から施行する。</u> <u>単板積層材の日本農林規格</u> （構造用単板積層材の規格） <u>第 4 条</u> 構造用単板積層材の規格は、次のとおりとする。	単板積層材の格付けの表示の様式及び表示の方法 一 表示の様式 2 構造用単板積層材  （１）A は 20 ミリメートル以上とし、B は A の $9/10$ とする。 （２）J A S の文字の高さは、A の $3/10$ とする。 （３）等級を表す文字の高さは、A の $1/5$ とする。 （４）等級は、特級、1 級又は 2 級の別を記載する。 （５）<u>格付機関名</u>は、略称を記載することができる。 <u>農林水産省告示第 1443 号（昭 63.9.14）</u> 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年農林省令第 175 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、<u>構造用単板積層材の日本農林規格を次のように定め、昭和 63 年 10 月 14 日から施行する。</u> （規格） <u>第 3 条</u> 構造用単板積層材の規格は、次のとおりとする。

新旧対照表（該当箇所のみ）

【分類例規（第2部）（昭和62年12月23日蔵関第1299号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																												
<u>表示</u> <u>表示の方法</u> 1 <u>表示事項の項の（１）から（６）までに掲げる事項の表示は、次に規定する方法により行われていること。</u> <u>（１）品名</u> <u>ア 「構造用単板積層材」と記載すること。</u> （以下省略） 〔構造用集成材 表示例〕  <table border="1" data-bbox="342 855 1090 1145"> <tr> <td>品名 Product</td><td>異等級構成集成材（対称構成）「小断面」「はり」</td></tr> <tr> <td>強度等級 Strength G</td><td>E135 - F375</td></tr> <tr> <td>材質の品質 Appearance G</td><td>2種</td></tr> <tr> <td>接着性能 Adh. Strength</td><td>使用環境 A</td></tr> <tr> <td>樹種名 Species</td><td>ペイマツ</td></tr> <tr> <td>寸法 Dimension</td><td>短辺：105mm 長辺：105mm 材長：4,600mm</td></tr> <tr> <td>製造者 Manufacturer</td><td></td></tr> </table>	品名 Product	異等級構成集成材（対称構成）「小断面」「はり」	強度等級 Strength G	E135 - F375	材質の品質 Appearance G	2種	接着性能 Adh. Strength	使用環境 A	樹種名 Species	ペイマツ	寸法 Dimension	短辺：105mm 長辺：105mm 材長：4,600mm	製造者 Manufacturer		<u>表示</u> <u>表示の方法</u> 1 <u>表示事項の項の（１）から（３）までに掲げる事項の表示は、次に規定する方法により行われていること。</u> <u>（１）品名</u> <u>ア 「構造用単板積層材」と記載すること。</u> （以下省略） 〔構造用集成材 表示例〕  <table border="1" data-bbox="1312 855 2033 1118"> <tr> <td>品質 Product</td><td>異等級構成構造用集成材（対称構成）「小断面」「はり」</td></tr> <tr> <td>強度等級 Strength G</td><td>E135 - F375</td></tr> <tr> <td>材面の品質 Appearance G</td><td>2種</td></tr> <tr> <td>接着性能 Adh. Strength</td><td>使用環境1</td></tr> <tr> <td>樹種名 Species</td><td>ペイマツ</td></tr> <tr> <td>寸法 Dimension</td><td>短辺：105mm 長辺：105mm 材長：4,600mm</td></tr> <tr> <td>製造者 Manufacturer</td><td></td></tr> </table>	品質 Product	異等級構成構造用集成材（対称構成）「小断面」「はり」	強度等級 Strength G	E135 - F375	材面の品質 Appearance G	2種	接着性能 Adh. Strength	使用環境1	樹種名 Species	ペイマツ	寸法 Dimension	短辺：105mm 長辺：105mm 材長：4,600mm	製造者 Manufacturer	
品名 Product	異等級構成集成材（対称構成）「小断面」「はり」																												
強度等級 Strength G	E135 - F375																												
材質の品質 Appearance G	2種																												
接着性能 Adh. Strength	使用環境 A																												
樹種名 Species	ペイマツ																												
寸法 Dimension	短辺：105mm 長辺：105mm 材長：4,600mm																												
製造者 Manufacturer																													
品質 Product	異等級構成構造用集成材（対称構成）「小断面」「はり」																												
強度等級 Strength G	E135 - F375																												
材面の品質 Appearance G	2種																												
接着性能 Adh. Strength	使用環境1																												
樹種名 Species	ペイマツ																												
寸法 Dimension	短辺：105mm 長辺：105mm 材長：4,600mm																												
製造者 Manufacturer																													

新旧対照表（該当箇所のみ）

【分類例規（第2部）（昭和62年12月23日蔵関第1299号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後

[構造用単板積層材 表示例]

特JAS級

(財)日本合板検査協会

品名	構造用単板積層材
接着性能	使用環境 A
樹種名	ラジアタパイン
寸法	長 5,450mm × 巾 180 mm × 厚 105 mm
1. 曲げ性能	1 0 0 E - 3 7 5 F
2. 水平せん断性能	5 5 V - 4 7 H
販売業者	

改正前

[構造用単板積層材 表示例]

特JAS級

(財)日本合板検査協会

品名	構造用単板積層材
樹種名	ラジアータパイン
寸法	長 5,450mm × 巾 180mm × 厚 105mm
1. 曲げ性能	100E-375F
2. 水平せん断性能	55V-47H
販売業者	